



米本 隆記 議員

# 領収書の無いものは 返金させては

町長 対象になれば求めていく

【米本】11月初めに新聞報道で発覚した職員によるNPOの不適切な事務は、いまだ毅然としない。  
執行部も調査することだったのだが、現在の調査状況は。

また、弁明書も職員Aの作成したものを提出したとNPOの理事長が話した。監査委員の調査報告書を根拠から覆すものにならないか。

【町長】追加資料の提出を求め現在調査中である。  
NPO法人として税務署の調査に応じている。契約は成立していると考える。

【代表監査委員】職務として聞いていないのでコメントは差し控える。

【米本】町民からも返金を求める声を聴く。どう対処するのか。  
【町長】返金の対象になれば求めていく。



これも「だいせん」と読ませる事業

## 自ら調査しなかったのは

町長

### 事件性の認識がなかった

【米本】新聞報道で発覚した商工会との問題。執行部はこの問題を昨年報告を受けていたと聞いた。なぜ自ら調査しなかったのか。

また、1月にした職員Aの処分も不思議でならない。

【町長】この事業は今年度で終了するので、平成29年9月議会で処理する旨の報告を11月下旬に受けた。当時はこのような事件性があるとは認識していなかった。

1月の処分はNPOに関して行ったものである。

【米本】11月4日に口座は解約されている。

その後公金はだれが持っていたのか。

【町長】11月21日に聞き取りをしたとき口座解約は知らなかった。職員Aが現金で持っているとのことだった。

【米本】2月24日、この公金をだれが会計課に入金したのか。

【町長】職員Aが現金と通帳を持参し、総務課長が入金した。

【米本】町民はすべてオープンを見ていて、【町長】時間がかかっても状況を把握し、対処していく。

**大山町 自己居住用建物等改善助成制度**

大山町では以前より地域経済の活性化、町民の住環境の改善を目的として「大山町個人用住宅等改善助成制度」を実施しており、たいへん多くのご利用をいただいておりますが、平成26年3月末で終了します。  
平成27年度からは、この制度を継承発展させ、「自己居住用建物等改善助成制度」を新たに創設しました。内容等にも変更がありますので、ご確認の上ご利用ください。

**制度の概要**

**制度の対象者**  
大山町内で町民が所有する住宅等（水道料金・保育料など）に課税の無い方（同一世帯員を含む）で平成25年度までの「大山町個人用住宅等改善助成制度」で10万円以上の助成を受けていない方が対象です。

**対象となる工事**  
自ら居住する個人用住宅等の改修等で5万円以上（税込）の工事を町内の建築業者等に発注し、その業者が改修工事の半分以上を施工するものが対象です。個人の大工さん等に発注されるものは対象になりません。（店舗、農機具庫、倉庫、事務所、作業場等の事業用のものは対象になりません。）  
間伐料、町及びその他の機関から助成を受けるものは対象になりません。

**助成の内容**  
発注した工事の10%を助成します。1世帯あたりの助成の上限額は10万円までです。助成の方法は、町内の加盟店で使用できる大山町商工会の「お買物券」（使用期限は発行から6か月）でお返しします。

申請の手順  
申請書提出 → 対象の決定 → 改修等の工事開始 → 町への申請

申請書提出：申請書、見積書  
対象の決定：決定書  
改修等の工事開始：発注書、町民券  
町への申請：申請書、見積書

地域経済の起爆剤が...